

平成25年度 国民年金保険料免除申請 受付中!

保険料を納めることが困難な場合は、申請により前年の所得に応じて保険料が免除される制度があります。
 ※30歳未満の方には若年者納付猶予制度、学生の方には学生納付特例制度があります。

免除の種類

全額免除	
4分の3免除	4分の1納付
半額免除	半額納付
4分の1免除	4分の3納付
全額納付	

月額保険料(平成25年度)

納付なし
3,760円 納付
7,520円 納付
11,280円 納付
15,040円 納付



※ 4分の3免除、半額免除、4分の1免除は保険料を納付しないと未納と同じ扱いとなります。

- 免除が承認されると
- 受給資格期間(25年)に含まれます。
 - 障害年金・遺族年金の請求時には、納付と同じ扱いになります。

問合せ：市民課年金係 ☎893-4411(内線117)

7月31日(水)は固定資産税第2期の納期限です。

市税納期カレンダー

期別	税目	固定資産税	市県民税	軽自動車税
第1期		4月30日	7月1日	5月31日
第2期		7月31日	9月2日	
第3期		12月25日	10月31日	
第4期		2月28日	1月31日	

納め忘れのないよう納期限内での納付をお願いします。

都合により納付できない場合は、随時納税相談を受け付けておりますのでご連絡下さい。

どれくらいの期間で差し押さえされてしまうの?

①納期限を過ぎる=滞納の発生

納期限が過ぎました。でも納期限をすっかり忘れてしまう人もいますので、そのままでは差し押さえはされません。納期限後20日以内に、もう一度文書で催促をします。それを「督促状」と呼んでいます。

②督促状の発送

督促状を発送した日から起算して10日を経過した日までに完納しないときは、財産を差し押さえなければならぬとされています。

③差押

最短で納期限から約1か月で差し押さえられる可能性があります!

お問い合わせ・納付に関するご相談は 納税課 ☎893-4411(内線246~251)



宜野湾市情報公開条例第25条及び個人情報保護条例第34条の規定により、

平成24年度の情報公開・個人情報保護制度の運用状況を公表します。(平成25年3月31日現在)

●公文書開示実施機関別処理状況

実施機関	請求件数	決定等の内容				不服申立て
		開示	一部開示	不開示	取下げ	
市長	90	57	28	2	3	2
その他(※)	9	2	7	0	0	0
合計	99	59	35	2	3	2

●個人情報開示等実施機関別処理状況

実施機関	請求件数	決定等の内容					不服申立て
		開示	一部開示	不開示	請求認容	却下	
市長	26	21	0	5	0	0	0
その他(※)	2	1	1	0	0	0	0
合計	28	22	1	5	0	0	0

※その他には、教育委員会、選挙管理委員会、固定資産評価審査委員会、監査委員、消防長、水道事業管理者及び議会が含まれます。

問合せ：総務課 総務係 ☎893-4411(内線318・322)